

三次市教育委員会議案第62号

三次市青少年指導相談員の任命について

三次市青少年指導相談員設置及び服務規則（平成16年三次市教育委員会規則第30号）第2条の規定により、別紙の者を三次市青少年指導相談員に任命することについて、議決を求める。

平成27年3月24日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基